

都道府県がん登録情報の提供に係る手数料の徴収について

1 手数料を徴収することのメリット・デメリット

(1) メリット

- ・ 条例により秋田県総合保健事業団の自己収入とすることができる。
- ・ 国が手数料を徴収することとの整合性を保つことができる。
- ・ 経費負担を申請者に課すことで、不必要な申請を抑止できる。

(2) デメリット

- ・ 経費負担を申請者に課すことで、全国がん登録データの利用が進まないおそれがある。
- ・ 手数料を徴収しない地域がん登録との整合性が保たれない。(申請されたデータが、地域がん登録及び全国がん登録の二つにまたがる場合、手数料に係る事務が煩雑になるおそれがある。)

(例)「平成 27 年症例と平成 28 年症例に係る研究」など

2 これまでの経緯

(1) 概要

がん登録等の推進に関する法律第 4 1 条第 3 項により、都道府県は研究目的で当該都道府県分の全国がん登録情報を利用しようとする者から手数料を徴収できる。

本県において手数料を徴収する場合、新たに条例を制定し、徴収対象者、手数料の額、納付先などに関して定める必要がある。

※これまでの本部会（委員会）における議論

(平成 2 5 年度 地域がん登録委員会において)

平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日開催の委員会において、地域がん登録の資料利用申請については、「将来的に対価を得る必要がある」とのコンセンサスを得

ている。

(平成28年度 がん登録部会において)

平成29年3月9日開催の部会において、手数料の徴収については、次のとおり委員意見を伺っており、全国的な状況を注視した上で、最終的に平成29年度(今回)の部会で方針を決めることとした。

【委員意見】

- ・ 手数料の徴収は妥当。
- ・ 不必要に提供を求める者がいる場合、それを断る根拠が全くなくなってしまう。ある程度は徴収したほうが今後長く運用していく意味では良い。
- ・ 利用してもらうことが必要であり、そのためには手数料をあまり高額にならない程度の額設定が必要。
- ・ 研究目的の方から手数料を徴収するのは、腑に落ちないところもある。

3 仮に、手数料を徴収とした場合について

(1) 手数料の徴収対象者

がんに係る調査研究を行う者(法第21条第8項、9項)

※県や市町村、病院、指定診療所が利用する場合は徴収の対象外。

ただし、これらの者の利用であっても、都道府県の審議会(本部会)で行政目的や臨床目的ではない(=研究目的)と判断した場合は、徴収の対象とされる可能性がある。

(2) 手数料の額

国と同等の基準(政省令)とした場合、次の①～③の合算額となる。

- ① 提供に要する1時間当たりの作業単価×時間数(国：5,800円)
- ② データ保存する光ディスクの価格×枚数
(国：CD-ROMの場合100円、DVD-Rの場合120円)
- ③ 申請者に対する②のデータの送付料(実費)

(3) 納付先

法第41条第3項により、本県の全国がん登録事務の委任先である秋田県総合保健事業団に納付させ、同法人の収入とすることができる。

(4) 施行時期

国立がん研究センターによると、平成31年1月からデータ提供が可能となることから、手数料を徴収する場合は、平成30年12月までの条例化が必要となる。条例化までのスケジュール案は次のとおりである。

(条例化までのスケジュール案)

- ・平成30年 2月：対応方針の協議・決定（本部会）
- ・平成30年 9月：手数料徴収条例（仮）案の庁内検討 **※もしくは6月**
- ・平成30年12月：同条例の制定（県議会採決） **※もしくは9月**
- ・平成31年 1月：データの提供開始

※ 条例改正時期の関係で、スケジュールが3か月前倒しとなるおそれあり。

(参考)

※ 各都道府県の対応状況（平成29年9月29日宮城県照会、別表参照）

検討状況	都道府県数	徴収する場合の手数料額
徴収（予定）する	6	国基準と同額 3県、検討中 3府県
徴収しない	11	
検討中	24	
未回答・その他	6	

※ がん登録等の推進に関する法律

(手数料)

第四十一条 第二十一条第三項又は第四項の規定により国立がん研究センターから全国がん登録情報又はその匿名化が行われた情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国立がん研究センターに納めなければならない。

- 2 前項の規定により国立がん研究センターに納められた手数料は、国立がん研究センターの収入とする。
- 3 都道府県は、第二十一条第八項又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報の提供の事務の一部を第二十一条第一項の規定により委任する場合であつて、地方自治法第二百二十七条の規定に基づきこれらの情報の提供に係る手数料を徴収する場合においては、当該委任を受けた者からこれらの情報の提供を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該委任を受けた者へ納めさせ、その収入とすることができる。

※ がん登録等の推進に関する法律施行令

(手数料の額)

第十二条 法第四十一条第一項の規定により情報の提供を受ける者が納付すべき手数料の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 法第二十一条第三項の規定による全国がん登録情報の提供並びに同条第四項の規定による全国がん登録情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又は特定匿名化情報の提供に要する時間一時間までごとに五千八百円
- 二 全国がん登録情報又は匿名化情報（法第二十一条第四項の規定により全国がん登録情報の匿名化を行った情報及び特定匿名化情報をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に記録したものの交付 一枚につき百円
- ロ 光ディスク（日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に記録したものの交付 一枚につき百二十円
- 三 全国がん登録情報又は匿名化情報を記録した前号イ又はロに規定する光ディスクの送付に要する費用の額（情報の提供を受ける者が当該光ディスクの送付を求める場合に限る。）